

長野県環境審議会議事録

日 時：平成30年11月26日（月）

午後2時30分から3時45分まで

場 所：長野県庁本館3階 特別会議室

出席委員

打越綾子委員、大島明美委員、太田信子委員、北島直樹委員、

才川理恵委員、杉本幸治委員、中村義幸委員、林和弘委員、

平林公男委員、福江佑子委員、梶田達也特別委員代理、奥山正樹特別委員、

鈴木正勝特別委員代理、万行康文特別委員代理

以上 14 名

長野県環境審議会議事録

日時 平成30年11月26日(月)

午後2時30分～3時45分

場所 長野県庁本館3階 特別会議室

<p>司会</p>	<p>定刻となりましたので、ただいまから平成30年度 第3回長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めます、環境政策課企画幹の笠原です。よろしくお願いいたします。</p> <p>初めに委員の出欠の状況をご報告します。本日、都合によりまして、大和田順子委員、織英子委員、加々美貴代委員、唐木一直委員、備前光正委員の5名の委員から欠席との連絡をいただいております。</p> <p>これによりまして、本日の審議会は、委員数19名に対しまして、出席者14名で過半数の出席となります。「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、高田環境部長よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>高田環境部長</p>	<p>環境部長の高田でございます。本日は、平成30年度第3回長野県環境審議会をお願いいたしましたところ、委員の皆様には、大変ご多用の中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。</p> <p>皆様には、日ごろから本県の環境行政の推進に、格別のご理解とご協力をいただいておりますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、審議会の開催にあたりまして、本県の環境行政における最近の動きについて、ご説明申し上げます。</p> <p>はじめに自然公園の関係でございますが、県が自然公園の拠点として設置している霧ヶ峰、乗鞍、美ヶ原、志賀高原の4か所の自然保護センターを今後エコツーリズムの拠点として活用しようという、「信州ネイチャーセンター基本方針」を9月に策定し、公表したところでございます。</p> <p>今後は、この基本方針を踏まえまして、それぞれのセンターの魅力の向上を図り、さらなる活用を推進してまいります。</p> <p>次に、来年開催されますG20でのテーマの一つになるのでは、といわれております海洋プラスチック問題についてでございます。先日、環境省の中央環境審議会小委員会で、レジ袋有料化義務付け等により、使い捨てプラスチックの排出量を2030年までに</p>

25%削減する、という数値目標などを盛り込みました「プラスチック資源循環戦略」案が了承され、現在パブリックコメントに付されているところでございます。

こうした動きにつかまして、引き続き注視するとともに、関係機関の皆様と情報を共有して、県としての対応を考えてまいりたいと考えております。

また、来年6月に軽井沢町で開催されます、G20 関係閣僚会合につかましては、県といたしましても関連イベントなどを活用して、本県の環境・エネルギー政策を世界に向けて効果的に発信できるように準備を進めてまいります。

次に、この冬の節電・省エネルギー対策といたしまして、来月1日から「冬の信州省エネ大作戦・2018」がスタートいたします。夏よりも冬の電力需要が高まる本県の実情を踏まえまして、省エネ対策が特に必要な家庭部門を重点テーマにして取り組んでいきます。

委員の皆様には、それぞれのお立場でご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、林務部を中心に県で取り組んでおります野生鳥獣対策関連でございますが、今年は、ツキノワグマの大量出没が懸念されておりました。そのため、河畔林の伐採や観光地での注意喚起等の対策を進めまして、10月中旬までの状況では、人身被害は前年度よりも減少していると聞いております。

当審議会でご議論いただき策定している鳥獣管理計画が適切に運用されているものと考えております。

さて本日の審議会でございますが、第二種特定鳥獣管理計画（第4期ニホンザル管理）の策定につかまして、所管する林務部から中間報告をし、ご審議をお願いすることとしております。

委員の皆様には、幅広い観点から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。どうぞ、よろしく願います。

司会

ありがとうございました。次に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。

事前にお届けした資料が、資料1-1～3、資料2です。

本日、会議次第と出欠名簿のほか、資料1-4、参考資料1と2を追加資料として机の上に配布してございます。

本日の議題でございますが、審議事項といたしまして、「第二種特定鳥獣管理計画（第4期ニホンザル管理）の策定について（中間報告）」、報告事項といたしまして、「希少野生動植物保護回復事業計画の評価検証について」でございます。

<p>平林議長</p>	<p>それでは、これから審議に移ります。議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、平林会長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>皆さんこんにちは。それでは、これから審議を始めさせていただきます。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>本日の議事録署名委員は、北島直樹委員と才川理恵委員にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは審議に入ります。</p> <p>まず審議事項アの「第二種特定鳥獣管理計画（第4期ニホンザル管理）の策定について（中間報告）」でございます。</p> <p>本件は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、都道府県知事が「第二種特定鳥獣管理計画」を策定するに当たり、当審議会に意見を聞かれているものであり、本年5月に諮問され、「特定鳥獣保護管理検討委員会」において検討をいただいているものです。</p> <p>それでは、中間報告について幹事から説明をお願いします。</p>
<p>巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>鳥獣対策・ジビエ振興室長の巾崎史生です。</p> <p>第二種特定鳥獣管理計画（第4期ニホンザル管理）の策定について現在の状況を説明いたします。</p> <p>ただいま委員長からご説明いただきましたように、5月31日の諮問の際にもご説明しましたが、策定にあたっては、環境審議会でご意見を聴くこととされているものです。</p> <p>資料1-3に現段階の素案を示してありますが、今回は中間報告ということで、資料1-1、1-2、1-4により説明します。</p> <p>昨年度実施しました、ニホンザルの生息状況調査を基に素案を作成してあります。作成にあたっては「特定鳥獣保護管理検討委員会」とその下部組織である「ニホンザル専門部会」において、意見をいただきながら進めています。</p> <p>資料1-1をご覧ください。</p> <p>1の「第4期ニホンザル管理の考え方」ですが基本的な考え方はこれまでの計画を継承しますが、2点について大きな変更点として進めることとしています。</p> <p>1点目は、平成27年度に示されました、環境省のガイドラインを参考に、計画の管理の区分を「地域個体群」から地域的な群れの集まりである「管理ユニット」に変更します。</p>

2点目は、加害レベルの判定には、環境省のガイドラインの判定を取り入れ、レベルの判定を客観化します。

2の第3期計画との比較ですが、先の環境審議会でご意見をいただいたわけですが、「目的」についてはこれまでと同じですが、持続可能な開発目標を入れるべきではないとの意見をいただき、「目標」に記載しました。

2ページの「対象とする群れの管理ユニット」ですが、3期計画までは生物学的な「地域個体群」として以前からの区分されてきたものを踏襲してきましたが、4期からは一定程度隣接して生息する群れの集まりという「管理ユニット」により区分することを考えております。

これについては、サルの場合、生物学的地域個体群の区分が科学的知見の中で明確ではないことといわれており、本県のこれまでの計画における「地域個体群」の区分も一部はDNAの調査結果を反映しているとはいえ、サルの分布拡大などにより科学的に十分に明確にされているとはいえないことから、今後人間が保護管理を進めるための区分としての群れの集まりを「管理ユニット」とするものです。

4ページの「目標を達成するための具体的な取組み」ですが、群れごとに管理することを基本とし、今まで取組みの効果を評価・検証しながら、集落の人たちが同じ考えの下に一体となって「被害防除対策」、「個体数管理」、「生息環境対策」を組み合わせた総合的な対策を進めてまいりました。今回4期に当たりまして、加害レベルの考え方等を除き、これまでの計画を継承することとしました。

加害レベルの客観的な判定のために、環境省のガイドラインの加害レベル判定表のポイントによる加害レベル判定基準表による判定を導入することとします。

これにより、加害レベルをレベル0～レベル5の6段階に分けて、加害レベルの細分化にあわせた被害対策を記載しました。

また、「個体数管理」、「生息環境整備」の方法の詳細を追記の他、高山帯における他の動物への影響について追加しました。

資料1-2をご覧ください。

先の環境審議会でもいただいた意見です。

捕獲頭数が増えてきた原因ですが、これは加害する個体を排除することが優先される地域もあったことが要因と考えます。

生息分布が拡大し、被害分布が拡大した所、また、防除よりも捕獲に頼った所があったと思われます。

群れ管理に当たって何を管理目標にするかですが、これについては被害額を基準としたいと思います。その他に、自家用作物の被害や耕作の放棄などの被害額に現れない、被害額からは判断できない部分についても、加害レベル判定基準表による加害レベル

の毎年の評価を加えて総合的に判定していきたいと考えております。

「地域個体群」の概念は、群れが連続して分布し、その群れの間で交流が可能な地域的な集まりとしての生物学的な区分ですが、部会で検討する中で、サルの分布の拡大等でこれまでの「地域個体群」に隣接するようになったことから見直す必要があるということで、環境省のガイドラインを踏まえ、管理の単位を人が保護管理を進めるための区分の「管理ユニット」に変更することとしました。

3期の取り組みを検証した上で4期に改善点を反映するようにとのことでしたので、3期の検証と4期の改善を記載しました。

農業被害の推移で統計に出ない部分も考慮して評価を進めるようにとのことでした。今お話ししたとおり、加害レベル判定表と加害レベル判定基準表による判定を導入し、被害額だけでなくこの評価を踏まえた被害対策を進めることを考えています。

動物福祉を考えた上での捕殺についてですが、苦しむことのないよう銃や電気ショックによるほか、炭酸ガスによる捕殺を推進する旨記載しました。

個体識別をした上での銃による捕殺については、被害地周辺での加害個体の選別捕獲をすることになっており、十分な調査ができ個体識別ができれば、銃による捕殺も可能としました。

次に、7月17日と11月2日に開催したニホンザル部会での意見です。

昨年度の調査では、群れの行動域の把握がうまく進んでいない市町村があるので、県が責任を持って把握に協力し対応すべきとの意見をいただきました。

これにつきましては、市町村の防除計画の策定に現地機関の対策チームが協力しておりますが、今回の調査結果をGISで使用可能なデータに取りまとめ、来年度の市町村年次計画のベースに使えるように提供することとし、その旨を記載しました。

「地域個体群」の取扱いについては、人為的に集落周辺の管理を進める方向とすれば、「管理ユニット」と考えるのが適切であるとの意見をいただき、環境省のガイドラインに沿って、対象を「管理ユニット」に変更しました。

加害レベルの判定についてですが、加害レベルの判定の客観化が必要ではないかという意見をいただきました。環境省のガイドラインに沿っていけば、全国の状況とも比較できることも考えれば再検討すべきとの指摘もいただきました。こちらについては、環境省のガイドラインの考えを導入し、ポイント制による判定に変更しました。

その他としては、被害防除、個体数調整などの各対策を考えずに

実施されていることがみられるので、年次計画の作成をすすめてもらうためにもより詳細に計画策定のために記載してはどうかという意見があり、こちらについても3期計画より詳細に記載をしました。

資料にはありませんが、11月13日に開催した特定鳥獣保護管理検討委員会でも専門部会同様の意見で、「管理ユニットの移行を検討すべき」、「被害対策を進める上でのいろいろな助成制度を知ってもらう必要がある」、「県の対策を進めている対策チームをもっと知ってもらう必要がある」との意見が出ました。

こちらについては、本審議会、パブリックコメントの意見とともに、部会での検討の上、計画に必要なことを反映していきたいと思えます。

最後に資料1-4をご覧ください。

計画の策定スケジュールになります。今回、中間報告をさせていただいて、年内からパブリックコメント及び関係機関との協議を行い、それを受けた上で第3回のニホンザル部会、第2回の特定鳥獣保護管理検討委員会で議論いただいて最終案としていく予定です。

現計画は今年度末で終了しますので、何とか来年度からの第4期計画での管理に向けて3月の環境審議会において答申をいただければと考えています。

説明は以上です。

平林議長

ありがとうございました。幹事から第4期ニホンザル管理計画について説明をいただきました。本県のニホンザルは、全国的に見ても最も標高が高いところに住んでいる個体群も含まれており、生息地の限界に近い所で生活しているものもおります。

サルの仲間は、本州最北端の青森の個体群が北限の個体群となっていますが、標高で一番高いところで生活しているものとしては、おそらく本県の個体群となるのではないかと思っています。その意味で、重要な計画の一つになると思います。

ただいまの説明につきまして、次回の答申とりまとめに向けて、忌憚のないご意見をお願いします。

それでは、ご質問、ご意見がございましたらご発言願います。

打越委員

計画に記載されている「生息環境」等で使われる「生息」という言葉の使われ方があいまいと感じました。

計画書の9ページ、15ページ、18ページに生息環境整備という言葉が出てくるのですが、研究者の方に表現は様々でしょうが、生息というとそこで暮らしている、定着しているという意味を本来持つのではないのでしょうか。本来居てほしくない場所に出てくる

ことは、出没という言葉を使っているのです。生息環境の整備といった場合は人里側の話ではなく、奥山等の広葉樹林に居てほしいということで生息環境を整備するという形で使われると思います。

この計画書では、9ページ以降に農地に防護柵を設置するのは防護対策となっていますが、庭木のカキや集落内の誘引物の管理については、生息環境整備の項目に入れられています。これらは、集落環境、地域環境の整備に当たり、環境省のガイドラインでも集落環境管理として防除対策と並んでおり、生息環境整備は奥山の整備という形になっています。計画の中で生息環境整備という言葉が繰り返し出てくるとともに、そこに、生ごみの管理などが組み込まれているので、混乱を招くように思います。

11ページの生息情報マップについても、目撃位置、群れがどこにいたので要注意等といった情報を生息情報マップとされています。座長が話されたように高山帯に生息してライチョウに危害を与えてしまっている等が問題というなら生息情報マップでよいと思いますが、農村地域で畑近くまで下がってきているサルがどこにいる、頭数が何頭、日時といったことを記載しているのが生息情報マップと呼ぶのは異なる気がします。生息という言葉が、計画の中で使われている箇所が防護柵の設置、庭先の誘引物の管理など多くすごく気にかかります。専門家の方は、わかっておられるとは思いますが、きちんと説明できるようにしていただかないと、先ほどお話しがあった助成金や各市町村の企画書を作成するときに、生息という言葉の使い方がぶれていると行政職員が苦労すると思います。そういう面でも生息という言葉の整理が、大事だと思います。

平林議長

ありがとうございます。ごもっともな意見だと思いますが、これに関して幹事から発言があればお願いします。

巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長

長野県では、5獣種で計画を立てて進めております。他の獣種においても、防除対策、捕獲対策、生息環境対策の3つの柱の形でやっていっているものであり、こうした書き方になっております。より細分化して、集落と山に分けて等の指摘をいただきましたので、他の獣種は、別としまして今回の計画については表記の仕方を考えさせていただきたいと思います。

平林議長

今回の計画では、環境省のガイドラインを採用して、組み込んでありますので、その整合性もあわせて検討してください。
他いかがでしょうか。

福江委員	<p>ニホンザルは、鳥獣保護管理法の狩猟鳥獣ではないので、計画に狩猟鳥獣ではないことを記載しておくべきと思います。</p> <p>資料1-3の計画の23ページに地方保護管理対策協議会で調整し個体数調整を県が許可してすることがあります。捕獲の許可権限は、県にあるということにもつながります。</p> <p>計画策定の背景と経過の部分に狩猟鳥獣ではないことを明記しておくことが必要と考えます。</p> <p>3ページの対象獣種については、ニホンザルと記述された下に「マカク属のサル類で飼育されたものが逃げたり、放たれたりして野生化している場合は、本計画により対応を検討する。」と書かれており、これは千葉県のアカゲザル、和歌山県のタイワンザルの外来生物としてのサルのことを考えて記述されているものだと思います。</p> <p>もし可能であれば外来生物のマカク属のサル類についても、本計画で対処することを記述した方がよいのではないのでしょうか。計画で外来生物の場合は対処しないとするのであれば、記述する必要はないのですが、外来生物のマカク属のサルを含むというのであれば、記述しておくべきと考えます。</p> <p>32ページの管理ユニット別の推定個体数と群れ数についてですが、私は軽井沢町に住んでおり、軽井沢のサルは生活する中で目にします。軽井沢町と小諸市の群れが軽井沢管理ユニットの群れと示されておりますが、200頭以上いるとは考えられず、40~50頭から多くても100頭程度と考えられますので、推定個体数をもう少し現実に即したものにできないかと思いました。</p> <p>算定方法を見ると、推定個体数は生息面積に生息密度をかける形であり、現在の生息面積のとらえ方に問題があり、推定方法があまり現実に即していないのではないかと考えました。</p>
平林議長	<p>3点指摘がありましたので、幹事からコメントがいただきたいと思います。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>非狩猟獣ということにつきましては、他に記載している部分がありますが、ご指摘のとおり、やはり1ページの初めのところに記載することを考えたいと思います。</p> <p>外来種については、もう少し詳細に記述をした方がよいということでしょうか。</p>
福江委員	<p>飼育されたものが逃げた場合の中で、それがアカゲザル等の外来生物である場合には、外来種であっても対処するのであれば、計画の中でアカゲザル等の外来生物も対処すると記述した方がよく、現状の記述をもう少し明確にさせた方がよいと考えます。</p>

平林議長	ご意見ということですね。
打越委員	<p>今の福江委員の話は大事なことで、マカク属のサルが動物実験施設から逸出した場合と、動物園で飼育されている動物が逸出した場合は位置付けが違うと思います。</p> <p>県内でそうしたケースがあるかは別ですが、動物実験施設からアカゲザル、カニクイザルが逸出した場合は、モニタリングなどではなく、すぐに遺伝子の交雑などが起こらないように捕獲等の対応をする必要があります。外来のものであれば、より緊急な対応をしなければならぬと思います。</p> <p>動物園で飼育されているニホンザルが逸出した場合とは異なります。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	逸出した場合の対応を記載した方がよいというご意見でよろしいでしょうか。
福江委員	私は、3ページの記載は外来のマカク属のサルを指すと思いましたので、外来生物のマカク属という記載が必要と考えていました。緊急の場合は、外来生物法で対応するというのであれば、記載しなくてもよいと思います。
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	外来のマカク属は外来生物ということで、自然保護課が対応していくこととなります。
福江委員	飼育されているマカク属のどういうサルなのかで違ってきますので、具体的に例えば打越委員が言われた動物園で飼育されているサルが逃げた場合など記載された方がよいと考えます。
平林議長	よろしいですか。
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	わかりました。
打越委員	福江委員の最初の意見は、マカク属のサル類と書かれていて何を含むのかなどが紛らわしいのではないかと趣旨だと思います。

福江委員	<p>どういうケースが想定されているかがわからなかったということです。</p>
平林議長	<p>この記載はどのようなケースが想定されたものかを説明いただけますか。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>当初の計画の想定は、いろいろなケースが想定されることから、ニホンザル以外のマカク属のサルを含めてと考えていました。</p>
平林議長	<p>この点に関しては、部会等で再度検討してください。 個体数の推定方法については、いかがでしょうか。現在、広範囲にわたる野生鳥獣の生息個体数の推定には、ベイズ法などの統計的な推定法が一般的に用いられてきていると思います。今回お示しいただいた手法よりも精度は上がってきていると思われませんが、いかがでしょうか。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>生息面積に関しては、生息分布メッシュ数にメッシュ面積の6.5k m²をかけて算出しており、群れの分布面積が過大となっていることが考えられます。再度部会の意見を聞いて検討し対応したいと考えています。</p>
平林議長	<p>今回の第4期の計画では、昨年、この調査手法を用いて現地調査を実施し、ニホンザルの個体数を推定しています。その推定されたデータを用いて、計画を策定していくことになります。 これまでの意見を反映するには、次々の第5期計画にむけては、個体数の推定方法を、ベイズ法等の最新の統計的な手法を取り入れたものを検討していくことなどを本計画に記載いただくのが解決方法の一つになるのかと思います。 これから新たに生息数のデータを取るの難しいので、次の計画に向けた推定方法の検討の記載を考えてください。 他のご意見、ご質問いかがでしょうか</p>
中村委員	<p>提案ですが、鳥獣の処理については埋設がほとんどですが、埋設だと分解が遅い等の課題があり、例えば他のたい肥や炭などによる処理をすることを実験されてはどうかと思います。 他の分解を促進する方法を試みられるのであれば、協力させていただきたいのでご検討いただければと思います。</p>
平林議長	<p>専門部会の方でご検討いただいて、可能性があればご相談いただくとのことです。</p>

打越委員	<p>他にご意見はいかがでしょうか。今回は中間報告なので意見を出していただいて、次回の答申案に反映していただきたいのでお願いします。</p> <p>資料1-2の概要説明の中で、動物福祉を考えた上での捕殺ということで書かれており、私がこれまで何度もお話ししてきたことであります。</p> <p>計画の中では、18ページに捕殺方法の記載があり、なるべく苦痛を与えないように、すなわち水没などの方法ではない方法を、私の意図を組んで記載していただいていると思いました。</p> <p>そうした記載はとてもありがたいですが、技術の記載のみでは、捕殺の時の倫理的、人道的な配慮について伝わらないと思いました。</p> <p>有害捕獲であっても、自然の一部である動物が檻にかかって捕獲され、人の管理下に置かれる訳です。その管理下にある動物を殺す際には、人道的な理念のもとに作業を進めてもらいたいです。多くの野生動物が暮らしている長野県だからこそ、そうした理念を含めて発信していただきたいと思えます。</p> <p>サルの捕殺に関しては、猟友会の方も後ろめたい気になるとお聞きしております。そうした際のプレッシャーの緩和の面からも、技術面だけでなく、苦痛の軽減を図る等の配慮を科学的に評価して倫理的にすすめる動物福祉の理念を書き込んでいただきたい。</p> <p>動物福祉は、動物愛護と異なり、野生動物にも使われうると思えます。捕殺の際に科学性、倫理性を考えた動物福祉の理念をいれないと長野県としてのメッセージにはならないと思いました。</p> <p>福江委員の所属されるNPO法人あーすわーむでは、外来種の処分にも炭酸ガスなどの方法を取られていることが、軽井沢町議会の広報に掲載されていました。そうした実践に尊敬の念を持つとともに、そうしたNPO法人の活動を町の議会が真正面から取り上げたことにも勇気があると思いました。</p> <p>是非、野生動物が多い長野県の県民の意識に訴えるためにも、捕殺方法の目的、理念を書き込んでいただきたいと思えます。</p>
平林議長	ありがとうございます。ご意見として検討してください。
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	わかりました。
平林議長	他にご意見いかがでしょうか。

福江委員	<p>計画の中で今回からは「管理ユニット」として管理が進められ、これまでの計画でも同様なのですが、複数市町村にまたがる群れの場合、本来は群れがまたがる市町村が同じように対応する方向になると思います。これまでは、市町村ごとに温度差があるなど同じように対応を進めていくことが難しいこともあると思います。</p> <p>今回14ページに行政の役割の中にステークホルダーとしての県、市町村等の役割が書かれています。この中の一つの管理ユニットに含まれる複数の市町村と県などが構成する地方保護管理協議会の中で情報共有し、管理の方向性というロードマップを作っていくということによろしいでしょうか。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>既に10地域で県の被害対策チームがあり、地域によって差がありますが、地方保護管理協議会を毎年開催し、その中で広域的な調整をしているところです。</p> <p>会議以外にも地域振興局と被害対策チームが、被害が出ている市町村と集まってどのように進めていくかということも行っております。</p> <p>このことについては、今までどおり対応を進めていくという方向でおります。</p>
福江委員	<p>年1回は市町村が集まられて会議をしていることは知らなかったのですが、会議がどういう内容で行われているか県民が知る機会はあるのでしょうか。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>10地域ですべて内容を公表しているかどうか把握していません。</p>
福江委員	<p>そうした会議等で検討されたものが、県に上がってきているということでしょうか。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>そのとおりです。データ等をあげていただいております。</p>
福江委員	<p>それらを計画案等に反映させるということでしょうか。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>そのように進めております。</p>

<p>平林議長</p>	<p>今回の第4期の計画では、「地域個体群」の管理から「管理ユニット」での管理という形で管理をしていくというところと、加害レベルをきちんと環境省のガイドラインに基に判定して、対策を講じていくというところが大きく変わります。</p> <p>今回資料1-4として、管理ユニットに区分された図と加害群の群れの分布を並べたものを準備していただきました。右側の管理ユニット別に計画をたてて管理を進めていきますが、実際は左側の加害群ということで害をなしているグループに被害対策を行っていくという計画になっています。</p> <p>以前の計画に比べると、加害レベルも具体的になり、それに合わせた対策も具体的にわかりやすくなってきていると思います。</p> <p>全体を通して、他にご意見はいかがでしょうか。</p>
<p>打越委員</p>	<p>平林会長の説明でよくわかりました。加害群のレベルをつけるということは、個々の地域ごとの対策の基準とっていましたが、地図で落とすとただ被害が大変だというのではなく、きちんとポイントを押さえて対策を進めるという方向ということで非常に重要な変化点だと思います。</p> <p>その上で形式的な話としては、計画全体の項目立てが悪いということがあります。現状の項目は1、(1)から連なると7段階になっており、すごくわかりにくく、どこでどの対策がどの論点で含まれるか等がすごくわかりにくい。</p> <p>またフォントもブロック体であったり、明朝であったりバラバラで、見出しから説明がすぐに書きだされる箇所があるなど、論点の整理と対策の整理がギリギリだったのではないかと思います。</p> <p>実質的な話としては、12ページ以降の(2)ア以降、(2)イ、(2)ウはすごく厚い記述であるのに対して19ページの(3)の隣接県同士の情報共有は3行と薄く、政策の体系図の整理の弱さがみられます。資料の34ページにその関係が記載されていますが、隣接県からどう入ってくるかということは大事なことだと思います。動物園で飼育されているサルが逃げたという情報と同じく、群馬県から来た、新潟県から来たというような県外から入ってくることを議論することは大事だと考えます。</p> <p>そこで(3)については、次の20ページの(5)その他にまとめて記載した方がよいのではないかと思います。ここには、飼育個体が逸出した場合、観光客による餌やりの問題等、被害防除対策、集落環境整備、個体数管理以外の重要な対策が全部記載されています。その場合は、タイトルも「その他」ではなく、「追加する多面的な対策」や、「さらなる多面的な対策」として、決して軽視し</p>

	<p>てよいことではないことが分かるようにしてはどうかと思います。</p> <p>観光客の餌やりは正してもらう必要がありますし、飼育個体が逃げ出さないようにしてもらうこと、他県との情報共有も大事で、3つの柱の対策以外にさらなる対策としておくことがよいと思います。</p> <p>計画の項目立ての形式が整っていないことは、概念の整理や県民への説明のしにくさにつながっていると思いますので、項目立ての整理等をお願いします。</p>
<p>平林議長</p>	<p>確かに項目立てが分かりにくく、内容の理解が進みにくいことがあると思いますので、見やすく県民の方が理解しやすいようにしていただきたいと思います。</p> <p>計画の項目の整理を進めて、見やすくしていただくようお願いします。</p>
<p>巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>わかりました。</p>
<p>平林議長</p>	<p>他にご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>今日お帰りになって、細かいことでも結構ですので、ご意見などがあれば、1週間程度の間には事務局の方へメール等を出していただければと思います。</p> <p>答申案作成に向けては、ただ今委員の皆様から出していただいたご意見、今後行われるパブリックコメントの収集、検討委員会でのご議論等により、総合的にご検討いただき、最終案をこの審議会に出していただきますのでよろしく願いいたします。</p>
<p>平林議長</p>	<p>それでは次に報告事項のア「希少野生動植物保護回復事業計画の評価検証について」でございます。</p> <p>幹事の方から説明をお願いします。</p>
<p>春日自然保護課長</p>	<p>自然保護課長の春日でございます。私からは希少野生動植物保護回復事業計画の評価検証についてご報告させていただきます。</p> <p>資料2の1ページをご覧ください。まず、希少野生動植物保護回復事業計画の評価検証の概要について説明しますが、前回の審議会でも説明しましたので、簡潔に説明します。1の保護回復事業計画は、希少野生動植物保護条例の指定種のうち、保護団体等と連携した取組が期待される種について、順次策定を進めております。2の保護回復事業計画の評価検証につきましては、計画策定後概ね</p>

5年を経過後に、計画の実施状況とその有効性について評価・検証を行います。前回の審議会で平成29年度に評価検証を実施いたしましたホテイアツモリとササユリについて報告いたしました。本日は、平成29年度後半から平成30年6月にかけて実施いたしましたライチョウの評価検証結果について報告いたします。

2ページをご覧ください。4の評価検証の実施手順は、計画策定者である県と保護回復の実行者がそれぞれ自己評価を行い、それに対しまして専門家の方々からなる専門小委員会で検証していただき、その後、最終的に希少野生動植物保護対策専門委員会において、計画の継続に関する判定をいただく手順となっております。なお、前回の審議会において、平林会長から専門委員会の委員が専門小委員会の委員を兼ねていることについてご指摘をいただきました。この点につきましては、小委員会での評価検証に加わった委員は、専門委員会でその議題を検討する際は説明及び質疑への回答のみとし、判定には加わらないという形での評価検証実施要領の改正をしたいと考えております。

3ページをご覧ください。ライチョウ保護回復事業計画の評価検証結果です。ライチョウは、日本では本州中部の高山帯のみに生息し、県内では北アルプス、南アルプス、乗鞍岳、御嶽山に生息しております。1980年代には全国で約3,000羽が生息していたと推定されていましたが、2000年代には約1,700羽に減少したとされております。減少要因としては、キツネやテン、カラス等の捕食者の増加、ニホンジカによる高山植物の食害等の生息環境の悪化などが指摘されています。なお、本年、中央アルプスにおいて、他山域から飛来したと推定されるメスが確認されております。保護回復事業計画は平成20年度に策定いたしまして、悪化しつつあるライチョウの生息環境を保全し、減少域での野生個体数の増加を図ることを計画の目標としています。なお、ライチョウは、生息地が高山帯に限られることもあり、保護の取組は行政の取組が中心となっています。今回の評価検証にあたっては、環境省、林野庁、市立大町山岳博物館、そして長野県自身が保護回復事業計画の実行者としてそれぞれ自己評価を行っています。次に、3の計画策定以降の動向ですが、指標①のなわばり数は、あまり変化のない山域がある一方で、大きく減少している山域もあり、山域ごとに状況が異なっていることが県等の調査で判明しております。すべての山域で調査している訳ではありませんが、全体としては減少傾向が引き続き続いていると考えられます。指標②の生息域外飼育羽数につきましては、飼育環境の整っている動物園等による増殖の取組で、環境省と日本動物園水族館協会の連携により実施されており、県内では市立大町山岳博物館が参加しており、増殖個体の野生復帰に向けた技術開発が進められております。指標③のライチョウサポ

ーターズは、これまで一部の専門家に限られていたライチョウ保護活動に対して、広く県民の参加を図っていかうということで、普及啓発と人材育成を目的に平成27年度から県が養成しているボランティアです。実際に南アルプス等の現地で活動される方が出てきております。5の専門委員会による判定と意見ですが、専門委員会においては、こうした各主体の取組の成果を踏まえても、依然として野生個体数の改善には至っていないとの判定で、「計画継続」といたしますが、各山域の減少要因に応じた具体的な保護対策の実施や、現場での保護活動を担う人材の育成等が必要とのご意見をいただきました。

ライチョウの評価検証シート全体につきましては5ページから15ページに添付しておりますので、参考としてご覧いただければと思います。報告は以上です。よろしくお願いたします。

平林議長

はい、ありがとうございます。希少野生動植物保護回復事業計画の評価検証ということで、1ページ目の表にあるように、県の方で計画を立てて、それについて評価検証を行うということで、今回はライチョウについてご報告いただきました。この内容については、ここで議論することではなくて、何かご質問があれば出していただいで、答えていただくようにします。何かご質問ありますでしょうか。

打越委員

とても大事な活動であると思えました。また各関係行政機関の自己評価をみますと、苦勞した点のところでは皆さんが様に人材確保、調査員の不足、それに対しサポーターズのお陰で少し助かったというふうに、やはり非常に大変な場所で人員を確保するということが相当に苦勞されているのだなというのが伝わってきました。その中で一つ質問したいなと思ったのが、7ページ、環境省さんの自己評価で苦勞した点の3番「捕食者対策においては、有識者の合意を得るためのデータ収集や解析、国民の理解を得るための合意形成などに苦心した。」というところで、これはすごく苦勞もあったところかなと思っています。少し前に新聞でキツネの捕獲をせざるを得ないという議論が出たと思いますが、ただ最初の概要のところをみるとニホンジカの個体数調整とカラス捕獲推進しか書いていなかったの、そのニホンジカとカラス捕獲でさえ批判が多かったのかというところで、また国民の合意形成に苦勞したというのがいったい具体的にどんなことだったのでしょうか。これは野生動物保護管理として長野県民が知るべきではないかと思ったので 教えていただきたいと思えます。

春日課長	<p>私から今のご質問に対してお答えして、もし環境省さんの方で補足があればと思います。まず、ライチョウが生息する区域はご承知のとおり非常に高山帯で、自然公園としてもかなり規制の強い特別保護地区や第一種特別地域のようなところが多くは該当することになります。そのために、捕食者、テンですとか、場合によっては捕食ではないが、環境を荒らすニホンジカへの対応ということで、環境省さんを中心に取り組んでいただいているところですが、やはりかなり規制があるということと、多くの方々が登山されているという中で捕まえるということは非常に配慮が必要だということで、かなり苦労されたというようなお話は聞いております。一方で今成果を上げていらっしゃるケージ保護はかなりご苦労されて、例えば雨天や夜間はケージの中にライチョウの親子を追い込んで、危ない時間帯をケージ内で過ごすことで生存率の向上に成果をあげられています。お聞きした話では、実は夜間でも、その周りにテンとかがうろうろしているという状況もありますので、やはり捕食者対策は必要なのですが、一方で、登山者もいらっしゃるって、法律的な規制もあり、非常に苦労されたのではないかと思います。</p>
奥山委員	<p>私ども信越自然環境事務所で記載したもので、今春日課長からご説明のあったとおりですが、とくにご指摘の3番の記載については、ニホンジカやカラスの対策というよりも、もっぱらテンの対策について記載したものとご理解いただければと思います。国で設置している保護増殖検討会の場でも、このテンを捕獲することについては慎重に合意形成をしなければいけないという指摘がありましたので、ワーキンググループを設置して、どういうやり方が可能か、また登山者からも理解が得られるかどうかということなどを議論していただいております。何が議論の的だったかということ、その下に書いてあるように捕獲したテンは生体搬送を基本として実施しますが、非常に厳しい環境ですので、実行可能かどうかということや、捕獲にあたっては山小屋の方々にご協力いただき、山小屋の周辺でカゴわなを設置して捕獲するという体制をとった訳ですが、そのような実施体制についても慎重に合意形成しております。また最初にございましたように、このテンの捕獲等も含めて、今年度は山梨県側の南アルプスの北岳周辺でケージ保護等の活動を行いました。その地域でも長野県のライチョウサポーターズの方々に非常にご活躍をいただいておりますので、何とか実施できているということがありますので、その点についてもこの場を借りて感謝申し上げます。</p>

平林議長	<p>他に何かご質問ございますか。よろしいですか。</p> <p>それでは、この評価検証結果についてはご報告いただいたということで終了させていただきます。</p> <p>その他、全体を通じて、何かご意見・ご質問等はございますか。</p>
打越委員	<p>狩猟解禁に伴う様々な情報発信に関してですが、事前に狩猟者に配るチラシを見せていただいた中で、猟犬に関して問題視をしているところがあります。</p> <p>環境省の審議会で、猟犬の遺棄の問題が話題になりまして、猟犬をきちんと管理できているのか、猟犬をノーリードで山林に放してきちんと回収して帰っているのか心配だとの議論がありました。</p> <p>猟犬が放置されると、感染症の問題上、人間にとっての危険性がありますのと、犬がかわいそうだという点でも問題ですので、猟犬の管理について狩猟者への普及啓発をお願いしたいと思っています。</p>
平林議長	<p>よろしく申し上げます。他に何かございますか。よろしいですか。</p> <p>特になければ、以上をもちまして、本日の議事を終了し議長の務めを終わらせていただきます。</p>
司会	<p>平林会長様、委員の皆様ありがとうございました。</p> <p>以上持ちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。</p> <p>なお、次回の審議会は3月を予定しております。日程等につきましては、改めて調整させていただきます。</p> <p>本日は大変お疲れ様でございました。お気をつけてお帰りください。</p>